第八条の二第一項第二号を次のように改める。

二　社債的受益権

第九条の六第二項中「利益の分配」の下に「（第五条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。）」を加え、「同項第二号」を「同法第百六十四条第一項第二号」に改め、同条第四項中「利益の分配」の下に「（第五条の三第一項又は第三項後段の規定の適用を受けるものを除く。次項及び第六項において同じ。）」を加える。

第三十七条の十五第一項各号中「第八条の二第一項第二号に規定する」を削る。

第四十一条の十三第二項中「発行をする者の第五条の三第二項」を「第五条の三第二項に規定する発行者の同項」に改める。

第四十二条の二第一項第一号中「利子」を「第五条の三第一項に規定する利子等」に、「発行をする者若しくは当該発行をする者」を「発行者（同条第二項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者」に、「発行をする者との」を「発行者との」に改める。

第六十二条の三第二項第一号ロ(3)中「第六十八条の三の二第一項第一号ロに掲げる要件に該当する」を「第六十八条の三の二第一項第一号ロ(1)若しくは(2)に掲げるもの又は同号ロ(3)若しくは(4)に掲げる」に改め、「除く。）」の下に「に該当するもの」を加える。

第六十七条の十四第一項第二号ハ中「同条第三項各号」を「同条第二項各号」に改める。

第六十七条の十七第二項中「利子」を「第五条の三第一項に規定する利子等」に、「発行をする者の第五条の三第二項」を「同条第二項に規定する発行者の同項」に改め、同条第十項中「第二項に規定する利子」を「第二項に規定する利子等」に改め、同条第十一項中「利子又は第二項に規定する」を「第二項に規定する利子等又は」に改める。

第六十八条の三の二第一項中「次項から」を「以下」に改め、同項第一号ロ(1)中「による受益権」を「による社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）」に、「同条第三項」を「金融商品取引法第二条第三項」に、「その受益権」を「その社債的受益権」に改め、同号ロ(2)を削り、同号ロ(3)中「受益権」を「社債的受益権」に改め、「をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロに次のように加える。

(3)　その発行者が行つた受益権（社債的受益権を除く。以下この号において同じ。）の募集により受益権が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

(4)　その発行者が行つた受益権の募集により受益権が機関投資家のみによつて引き受けられたもの

第六十八条の三の二第一項第二号イ中「に該当していない」を「のうち政令で定めるものに該当するもの（前号ロ(1)又は(2)に該当する特定目的信託に係る受託法人を除く。）でない」に改め、同号ロ中「定める金額」の下に「（当該受託法人が社債的受益権に係る受益証券（資産の流動化に関する法律第二条第十五項に規定する受益証券をいう。）を発行している特定目的信託に係る受託法人である場合には、当該金額から政令で定める金額を控除した金額）」を加える。

第八十三条の二第一項第一号ニ中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税）

第八十三条の三　資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託で次に掲げる要件の全てを満たすものの原委託者（同法第二百二十四条に規定する原委託者をいい、当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）が、当該特定目的信託の信託財産に属する財産（同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等が、当該特定目的信託の効力が生じた時に当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであつて、当該原委託者に賃貸したものに限る。）を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻した場合には、当該財産の所有権の移転の登記又は登録については、財務省令で定めるところにより当該買戻し後一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一　当該特定目的信託に係る信託契約において、資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権（以下この条において「社債的受益権」という。）の定めがあること及び当該社債的受益権の元本の償還に関する事項として政令で定める事項を定めていること。

二　当該特定目的信託の社債的受益権の受益証券が資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に発行されるものであること及び当該原委託者の信託した特定資産（資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。）が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める要件を満たすものであること。

三　当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き当該原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の三の二第一項（第一号ロ及びハ並びに第二号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、特定目的信託（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号の二ホに掲げる特定目的信託をいう。以下この条において同じ。）に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人（新租税特別措置法第二条の二第三項において準用する法人税法第四条の七第一号の規定により内国法人として新租税特別措置法の規定を適用するものに限る。）の第二号施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人（前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第二条の二第三項において準用する法人税法第四条の七第一号の規定により内国法人として旧租税特別措置法の規定を適用したものに限る。）の第二号施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）

第二十条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第四号中「その信託契約に」を削り、「第二百三十条第一項第四号」を「第二百三十条第一項第二号」に、「に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権」を「に規定する社債的受益権」に改める。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第二十一条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「第三号の事業」の下に「並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの」を加え、同項第二号中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項」を「同法第十一条第三項」に改め、同項第三号中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同条第三項各号に掲げるもの」を加え、同項第四号中「第二号の事業」の下に「並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第二項」を「同法第九十三条第二項」に改め、同項第五号中「第二号の事業」の下に「並びに同項第三号の事業のうち同条第二項各号に掲げるもの」を加える。